

令和6年度岩国市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年5月1日策定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号(以下「障害者優先調達推進法」という。))」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

2 用語の定義

調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

調達方針の適用範囲は、岩国市行政組織条例(平成21年条例第30号)第1条に定める部及び岩国市総合支所等設置条例(平成25年条例第36号)第2条に定める総合支所等、岩国市議会事務局、岩国市選挙管理委員会事務局、岩国市監査委員事務局、岩国市農業委員会事務局、岩国市公平委員会事務局、岩国市固定資産評価審査委員会事務局、岩国市教育委員会事務局並びに岩国市水道局(以下「部局等」という。)とする。

4 調達する物品等 部局等は、次に掲げる物品等を障害者就労施設等から積極的に調達するものとする。なお、記載のない物品等であっても、障害者就労施設等からの調達が可能な物品等であれば対象とする。)

- (1) 物品 記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品、ウエス、その他障害者就労施設等からの調達が可能な物品
- (2) 役務 印刷、除草、公園・建物等の清掃や維持管理、リサイクル業務、その他障害者就労施設等からの調達が可能な役務

5 調達目標 令和6年度における部局等の物品等の調達目標は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる目標額を上回ることとする。

| 対象品目 | 目標額 |
|------|-----------|
| 物 品 | 170 千円 |
| 役 務 | 16,830 千円 |
| 計 | 17,000 千円 |

6 調達推進のための具体的方策

- (1) 調達の推進体制の整備 障害者支援課は、障害者就労施設等から供給される物品等に関する情報を部局等に提供するとともに、必要に応じて、調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 物品等の調達の推進 部局等は、これまでの調達実績を踏まえ、障害者就労施設等が提供できる物品等の特性を踏まえつつ、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行う。また、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、これまでの調達実績のない物品等の調達についても、分野を限定することなく調達するよう努める。
- (3) 隨意契約方式の活用 対象施設等からの調達を推進するため、部局等は、地方自治

法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 2 第 1 項 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

- (4) 他の調達推進施策との調和 物品等の調達に当たっては、本市で定める調達に関する他の施策との調和を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の作成又は改正を行ったときは、遅滞なく市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度の終了後、遅滞無く調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等で公表するものとする。